

屋外広告物法(以下「法」という。)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公示します。

平成19年6月18日

京都市長 梶本 頼兼

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所	名称・種類	数量	保管を開始した日
平成19年6月13日	中京区恵比須町	立て看板等	2	平成19年6月13日
	中京区恵比須町	広告旗	1	

2 保管の場所 京都市伏見区竹田中川原町42番地

3 連絡先 京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)